

習志野市防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、習志野市防犯カメラ設置費補助金交付要綱(令和4年4月1日施行。以下「要綱」という。)第3条第3号に規定する防犯カメラの設置及び運用(以下「設置等」という。)に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 画像 防犯カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (2) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体等に記録された画像のデータをいう。

(個人情報の保護)

第3条 防犯カメラを設置する地域団体(以下「設置団体」という。)は、防犯カメラの設置等に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に則り、個人情報の保護に努めなければならない。

(設置)

第4条 設置団体は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自主防犯活動の補完として設置すること。
- (2) 撮影範囲の2分の1以上の面積が公道(不特定多数の人が通行する私道を含む。)であって、特定の個人及び施設等の監視を行わないこと。
- (3) 設置する場所については、犯罪の防止に効果的な設置に努めることとし、所轄警察署との協議を経て、選定すること。
- (4) 防犯カメラの設置について住民の合意を得ていること。
- (5) 道路法(昭和27年法律第180号)等の法令に基づく許可を得る必要がある場合は、当該許可を得ていること。
- (6) 防犯カメラを設置していること及び設置団体名等について、設置場所又は撮影範囲内の見やすい場所に視認できる方法により表示すること。
- (7) 防犯カメラの画素数は、200万画素以上であること。**

(運用)

第5条 設置団体は、防犯カメラの運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。
- (2) 画像及び画像データ(以下「画像データ等」という。)から知り得た情報の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のための措置を行うこと。
- (3) 管理責任者を選任すること。

(4) 管理者を選任すること。

(管理責任者及び管理者の責務)

第6条 管理責任者は、防犯カメラ及び画像データ等の適切な運用並びに維持管理を行わなければならない。

2 管理者は、管理責任者の指揮監督の下に防犯カメラを操作し、画像データ等の保存及び管理を補佐するものとする。

3 管理責任者及び管理者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

(画像データ等の取扱い)

第7条 設置団体は、画像データ等の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像データは防犯カメラの設置目的の範囲内で取り扱うこと。

(2) 携帯可能な画像記録装置及び画像が記録された媒体等は、施錠により防護された場所に保管するとともに、不正アクセスの防止措置を講じ、盗難等の防止に努めること。

(3) 画像データの保存期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。以下同じ。)は、原則として14日以内とすること。

(4) 保存期間が過ぎた画像データの消去及び外部記録媒体の廃棄は、情報が漏洩することが無いよう確実かつ慎重に行い、その経緯等を詳細に記録すること。

(5) 画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管すること。

(6) 画像データを複製した場合は、その経緯等を詳細に記録すること。

(提供の制限)

第8条 設置団体は、画像データ等を提供してはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づく照会等を受けたとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。

(3) その他個人情報保護法に基づき提供するとき。

2 前項ただし書の規定により、画像データ等を提供するときは、管理責任者が行い、かつ、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

(1) 提供日時

(2) 提供目的

(3) 提供先

(4) 提供する画像の範囲

(苦情の処理)

第9条 設置団体は、防犯カメラの設置等に関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(設置・運用規程の策定)

第10条 設置団体は、この基準の内容に基づき、次の事項に関する規程を策定しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
 - (2) 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲
 - (3) 防犯カメラの運用に関する事。
 - (4) 管理責任者及び管理者
 - (5) 画像データ等の取扱いに関する事。
 - (6) 画像データ等の利用及び提供の制限に関する事。
 - (7) 苦情処理に関する事。
 - (8) その他必要な事項
- (報告)

第11条 設置団体は、市長から防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じるものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。